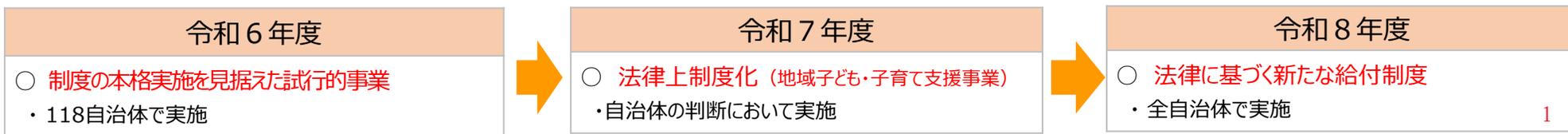


- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設



- 児童福祉法において「乳児等通園支援事業」（※）を規定。
 (※) 保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」を規定。

【本格実施に向けたスケジュール】 ※R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化



会津美里町こども計画の代用計画について

～乳児等通園支援事業～

1 代用計画について

- ・「子ども・子育て支援事業計画（本町においては「こども計画」に内包）」において定めるべき事項については、計画策定時等において設定することが困難である場合、計画に数値等を設定するまでの期間、代替措置として策定することができるとされています。
- ・本町においては、令和6年度に策定した「こども計画」において、乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」と記載）の設定を行いました。令和6年度の策定時においては、本事業の詳細な内容について把握が難しかったことから、令和8年度以降の計画について、国の定める様式にしたがい、代用計画として策定するものです。

本町においては、令和7年度に、令和8年度以降の乳児等通園支援事業の代用計画を策定し、令和9年度のこども計画の中間見直しの際に、本事業に関する事項を改めて計画に盛り込むこととする。

代用計画の内容

- ・量の見込み
- ・提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ・教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容
- ・今般、令和7年9月29日付で、こども家庭庁より『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」算出等の考え方（改訂版 ver3）』が示されたことにより令和8年度以降の「量の見込み」及び「確保方策」の設定を行います。
- ・また、乳児等通園支援事業を利用していた児童が、満3歳に到達し、同制度の対象ではなくなったとき、継続して教育・保育施設の利用ができるよう、市町村子ども・子育て支援事業計画に連携・接続の推進方策が必須事項となりました。

子ども・子育て支援法第61条第7項において、計画を変更するときは、子ども・子育て会議など審議会・合議機関の意見を徴収することと定められており、代用計画においても同様の運用となることから、本会議の意見をうかがいます。

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画

(別添)

令和7年度以降の子ども誰でも通園制度の利用需要と提供体制

担当者連絡先			
都道府県	福島県	担当者名	
市区町村	会津美里町	電話番号	0242-55-0344
所属(課・室)	子ども教育課	メールアドレス	kyoiku@town.aizumisato.fukushima.jp

	年齢	令和7年4月1日		令和8年4月1日		令和9年4月1日		令和10年4月1日		令和11年4月1日	
		見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備
就学 前 児 童 数	0 歳 児	-	-	63.	63.	62.	62.	61.	61.	60.	60.
	1 歳 児	-	-	65.	65.	63.	63.	62.	62.	61.	61.
	2 歳 児	-	-	74.	74.	65.	65.	63.	63.	62.	62.
	合 計	-	-	202.	202.	190.	190.	186.	186.	183.	183.
対 象 児 童 数	0 歳 児	-	-	21.	21.	20.	20.	20.	20.	20.	20.
	1 歳 児	-	-	16.	16.	16.	16.	15.	15.	15.	15.
	2 歳 児	-	-	4.	4.	4.	4.	4.	4.	4.	4.
	合 計	-	-	41.	41.	40.	40.	39.	39.	39.	39.
利 用 率	0 歳 児	-	-	0.293	0.293	0.293	0.293	0.293	0.293	0.293	0.293
	1 歳 児	-	-	0.293	0.293	0.293	0.293	0.293	0.293	0.293	0.293
	2 歳 児	-	-	0.293	0.293	0.293	0.293	0.293	0.293	0.293	0.293
	合 計	-	-	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
（利 用 者 ） 数	0 歳 児	-	-	6.2	6.2	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9
	1 歳 児	-	-	4.7	4.7	4.7	4.7	4.4	4.4	4.4	4.4
	2 歳 児	-	-	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
	合 計	-	-	12.	12.	11.7	11.7	11.4	11.4	11.4	11.4
必 要 受 入 時 間 数	0 歳 児	-	-	61.5	61.5	58.6	58.6	58.6	58.6	58.6	58.6
	1 歳 児	-	-	46.9	46.9	46.9	46.9	44.	44.	44.	44.
	2 歳 児	-	-	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7
	合 計	-	-	120.1	120.1	117.2	117.2	114.3	114.3	114.3	114.3
（必 整 要 備 定 量 員 ） 数	0 歳 児	-	-	0.3	1.	0.3	0.	0.3	0.	0.3	0.
	1 歳 児	-	-	0.3	1.	0.3	0.	0.2	0.	0.2	0.
	2 歳 児	-	-	0.1	1.	0.1	0.	0.1	0.	0.1	0.
	合 計	-	-	0.7	3.	0.7	0.	0.6	0.	0.6	0.

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画

市町村（特別区）名

会津美里町

（乳児等通園支援の提供体制の確保及びその実施時期について）

記載事項

○ 令和8年度からの子ども・子育て支援法に基づく新たな給付事業としての実施に伴い、本町においても、利用ニーズの動向を踏まえながら、既存の教育・保育施設を活用した受け入れを行います。

（乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について）

記載事項

- 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。
- 乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。